加　須　市

R6.11

道路後退用地整備要綱に協力を

■はじめに■

加須市では、市街地の狭あい道路について、建築主等の理解と協力のもとに、後退部分を市に寄附していただくことにより、道路後退を確実に行ない、狭あい道路を解消し、それにより安全で快適な生活環境を確保し、将来に向け住みよいまちづくりを育てていくことを目的とし、道路の後退用地整備要綱を策定しました。

■概　要■

建築主等は、敷地の接する道路が市道で建築基準法第４２条第２項に規定する道路（２項道路）である場合は、確認申請書を提出する前までに、次の事項を行ってください。

ア・市街化区域：① ～ ⑤　　イ・市街化調整区域：① ～ ④

① 敷地と道路との境界線の確定
② 後退用地の確定
③ 後退用地の工作物等の除却
④ 高低差のある場合は、路肩の適切な保護処置
⑤ 後退用地の市への無償譲渡、または、無償使用の承諾

□無償譲渡されたときは、市において、分筆、所有権移転登記等の手続きを行います。

■２項道路とは■

建築基準法が適用になった際、既に建築物が立ち並んでいた幅員１．８m以上４m未満の道路で、特定行政庁（市長）が指定した道路をいいます。この場合、道路の中心から両側にそれぞれ２m後退した線を道路の境界線とみなします。ただし、片側ががけ地、川、線路敷に沿う場合においては、当該がけ地等と道路の境界線から道路側に４m後退した線を道路の境界線とみなします。

※工作物等とは‥‥‥
門、塀、柵、土囲い、花壇、植木、生け垣等をいいます。
なお、市街化調整区域では、生け垣、植木等は除きます。

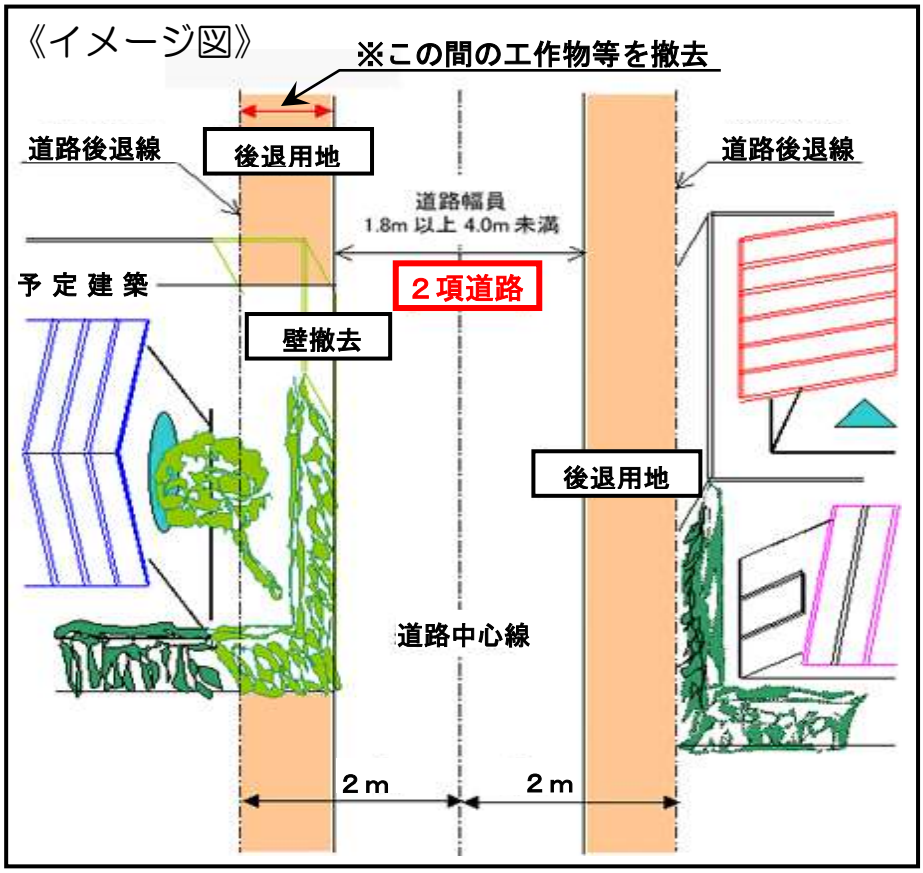
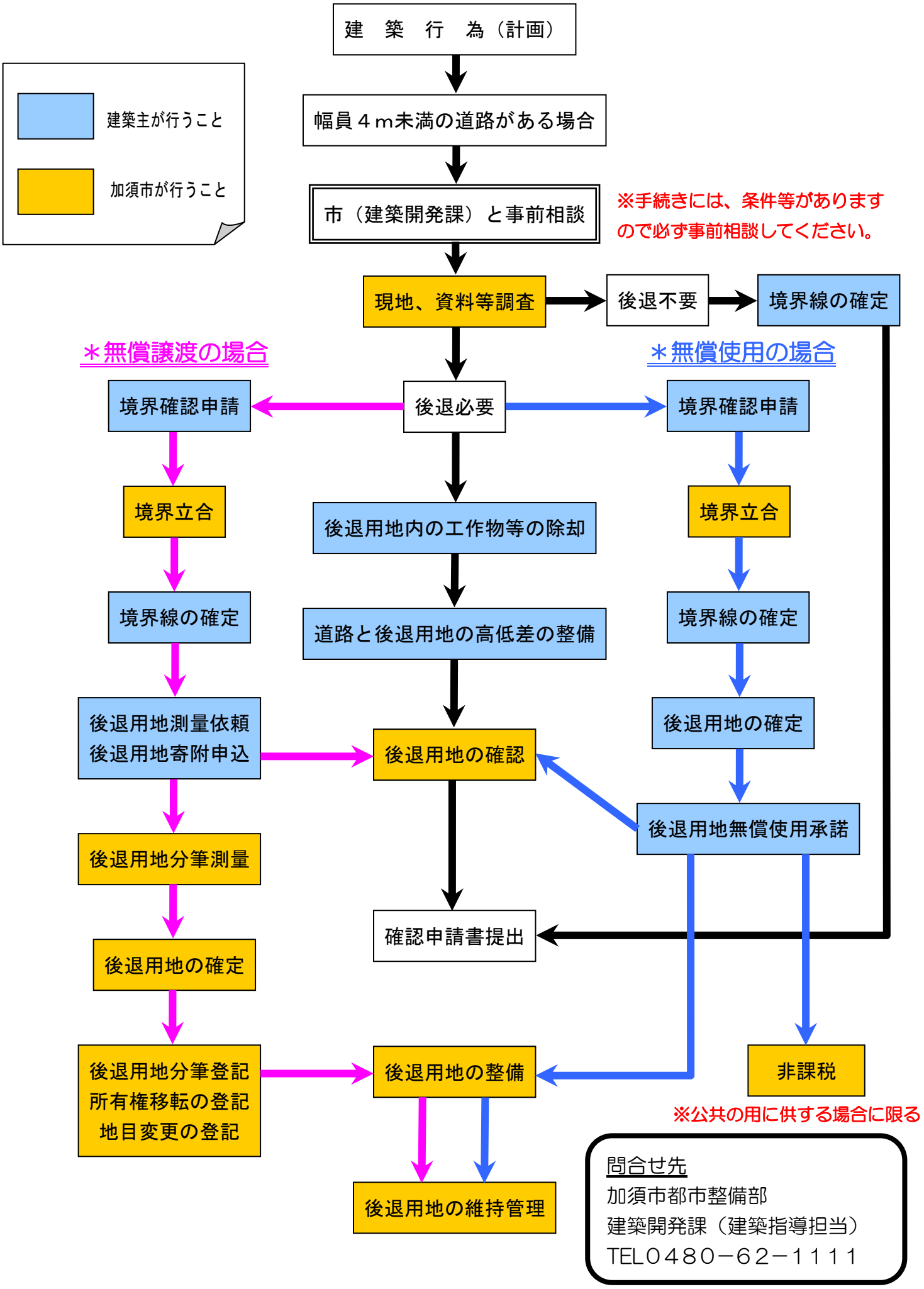
幅員４ｍ未満の道路が敷地に接する場合の手続きの流れ（市街化区域の場合）